

「消防活動阻害物質」の調査結果及び対応について

1 調査対象物質（資料Ⅱ－３－２）

「薬事・食品衛生審議会毒物劇物部会」（事務局：厚生労働省）において、毒物・劇物の指定又は除外が妥当であるとの結論に達し、毒物及び劇物指定令の一部改正が行われた物質は11物質であった。（参考Ⅱ－３）

当該11物質について、前回の検討会で決定した「消防活動阻害物質の調査方法」に基づき調査を行った。

2 調査結果

11物質について調査した結果を表Ⅱ－３－１に示す。各物質への対応については、次のとおりである。

(1) 対応不要の物質

ア 消防法危険物に該当する物質

劇物に指定された表のNo.4 からNo.8 までの物質については、いずれも 250℃未満の引火点を有する液体であることから、第4類危険物に該当する。このことから、消防活動阻害物質への指定について対応は要しない。

イ 消防法危険物に該当しないが、消防活動阻害性を有さない物質

劇物に指定された表のNo.3 の物質については、消防法危険物に該当しないが、文献等から消防活動阻害性は有さないと考えられる。このことから、消防活動阻害物質への指定について対応は要しない。

ウ 消防活動阻害物質として指定されていない物質

劇物から除外されたNo.9 からNo.11 までの物質については、いずれも現に消防活動阻害物質として指定されていない。このことから、消防活動阻害物質からの除外について対応は要さない。

(2) 対応を要する物質

ア 三塩化アルミニウム

No.1 の三塩化アルミニウムは、消防法危険物に該当せず、消防活動阻害性を有していると考えられることから、消防活動阻害物質への指定について更なる調査を要する。

イ シクロヘキサン－４－エン－１，２－ジカルボン酸無水物

No.2 のシクロヘキサン－４－エン－１，２－ジカルボン酸無水物は、消防法危険物に該当せず、消防活動阻害性を有していると考えられることから、消防活動阻害物質への指定について更なる調査を要する。

表Ⅱ－３－１ 消防活動阻害物質の調査結果

区分	No.	物質名	対応の要否
劇物に指定	1	三塩化アルミニウム	要(非危険物・阻害性有り)
	2	シクロヘキサ－４－エン－１，２－ジカルボン酸無水物	要(非危険物・阻害性有り)
	3	ジデシル(ジメチル)アンモニウム＝クロリド	否(非危険物・阻害性無し)
	4	２－(ジメチルアミノ)エタノール	否(第４類危険物のため)
	5	トリクロロ(フェニル)シラン	否(第４類危険物のため)
	6	ヘキサン酸	否(第４類危険物のため)
	7	ヘプタン酸	否(第４類危険物のため)
	8	ペンタン酸	否(第４類危険物のため)
劇物から除外	9	４－(２，２－ジシアノエテン－１－イル)フェニル＝２，４，５－トリクロロベンゼン－１－スルホナート	否(未指定物質のため)
	10	２－(ジメチルアミノ)エチル＝メタクリレート	否(未指定物質のため)
	11	水酸化リチウム－水和物	否(未指定物質のため)